

令和2年4月24日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言期間終了後の区立子供の園の対応について（令和2年4月24日）

4月9日から子供の園の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご自宅での保育にご協力いただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言を受けて、杉並区では感染拡大防止のため、子供の園については他の保育施設と同様に令和2年5月6日（水曜日）まで原則臨時休園としてきました。国の緊急事態宣言期間を延長するか否かの判断は、連休中との報道もあるため、区として当面の対応を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 緊急事態宣言が継続される場合又は国の方針が明確でない場合

臨時休園を継続します。

臨時休園の期間については、国の緊急事態宣言延長の期間が発表された後にお知らせします。

2 緊急事態宣言が5月6日で解除されることが明確になった場合

(1) （少なくとも）5月9日（土曜日）までは臨時休園を継続とします。

東京都内の新規感染者は依然として多数発生している中、大型連休期間中の保護者及び園児の健康状態を園が適切に把握する必要があることから、緊急事態宣言解除後、少なくとも上記期間中は、臨時休園を継続することとしました。ただし、臨時休園の期間については、状況を見極めながら判断する必要があるため、国の緊急事態宣言の解除が発表された後に改めてお知らせします。

(2) 引き続き登園の自粛をお願いします。

緊急事態宣言が終了した場合であっても、子供の園は家にいることに比べて感染リスクが高い環境です。そして、園児に感染が判明した場合や職員に感染が判明または濃厚接触者と特定された場合などは、完全に休園とする場合があります。保護者の方を含め多くの方々にご負担をおかけすることになります。

このことから、園内における密の状態を抑制するため、臨時休園期間終了後も、可能な限り登園を自粛してください。育児休業中の方も引き続きご家庭での保育を継続していただきますようお願いいたします（在宅勤務の方についてもできる限りご協力をお願いします）。なお、登園の自粛については、現時点では5月末日までといたします。

【長時間保育をご利用の方で緊急事態宣言の解除に伴い出勤を必要とする場合】

緊急事態宣言の解除に伴い、5月7日以降の勤務を必要とされ、ご家庭での保育が特に困難な方については長時間保育を実施しますので、登園を開始する前に在園する園に申し出てください。

(3) その他

これまでどおり園児が咳や熱等の症状がある場合の登園及び保護者が咳や熱等の症状を有している場合の送迎は絶対に行わないでください。園での感染を防止するためにご協力をお願いします。

事業主様へ（お願い）

国の緊急事態宣言が解除された場合であっても、子供園及び保育園は感染リスクが高い環境であることに変わりはありません。この通知に記載のとおり区では、保護者の皆様に登園の自粛を引き続きお願いしていますので、従業員の方の育児休業の延長や在宅勤務等への配慮を引き続きお願いいたします。

3 育児休業の延長等について

- (1) 令和2年4月1日以降に新たに子供園（長時間保育）に入所する園児の保護者の育児休業につきましては、5月中に復職をすれば入所要件を満たすとしておりましたが、緊急事態宣言が5月6日に解除された場合でも5月末日までの間、登園の自粛をお願いすることから6月中の復職でも可能とします。
- (2) 就労内定が取り消しとなった場合、6月末日までは求職期間として認めます。

4 入園式及び始業式について

5月7日（木曜日）に予定していた始業式、並びに11日（月曜日）に予定していた入園式については変更となります。後日、各園から改めて通知をいたします。

5 その他

これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてお知らせいたします。

この通知は、区公式ホームページ『保育ホッとナビ』にも掲載しています。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kosodate/navi/index.html>

【問い合わせ先】

- 通知文全般に関すること
子ども家庭部保育課子供園・幼稚園担当
03（3312）2111（代表）
- 入園時期の相談に関すること
子ども家庭部保育課保育相談係
03（3312）2111（代表）
- 入園式、始業式に関すること
各子供園へ